

証券コード：7421

第44期
定時株主総会

招集ご通知



開催日時 2022年6月21日（火曜日）午後2時

開催場所 神奈川県横浜市中区住吉町
4丁目42番地の1号
横浜市市民文化会館 関内ホール

議案 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

目次

第44期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類 (提供書面)	6
事業報告	16
連結計算書類	28
計算書類	31
監査報告	34

株主各位

証券コード 7421
2022年6月6日

神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号
ランドマークタワー12階

カップ・クリエイト株式会社

代表取締役社長 **田邊 公己**

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場は感染状況も踏まえて、慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年6月20日（月曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月21日（火曜日）午後2時
2 場 所	神奈川県横浜市中区住吉町4丁目42番地の1号 横浜市民文化会館 関内ホール
3 目的事項	報告事項 1. 第44期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第44期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.kappa-create.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の使用人の状況、主要な借入先の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項、会社役員の状況（社外役員に関する事項）、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には、記載していません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査等委員会又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
- ◎ 当日ご出席の株主様へのお土産は、ご用意いたしておりませんので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（アドレス<https://www.kappa-create.co.jp>）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関するご案内

<株主様へのお願い>

株主の皆様におかれましては、感染拡大の防止の観点から、本株主総会へのご来場は感染状況も踏まえて、慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使につきましては、書面の郵送またはインターネット（スマートフォンでも可能）にて、事前にお手続きいただけますようお願いいたします。

<ご来場される株主様へのお願い>

- ・検温のお願い

会場入り口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

- ・マスク着用のお願い

ご来場に際しては、マスクの着用をお願い申し上げます。マスク未着用の場合は入場制限をさせていただきます。

- ・アルコール消毒液の使用のお願い

ご来場に際しては、受付前、及び会場入り口に設置したアルコール消毒液をご使用ください。

なお、体調不良と見受けられる株主様におかれましては運営スタッフからお声がけさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

<弊社の対応>

株主総会に出席する役員及び運営スタッフは検温を含め、体調を確認の上マスクを着用して対応させていただきます。

また、例年より所要時間を短縮しての開催とさせていただきますことをあらかじめご了承ください。

株主様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

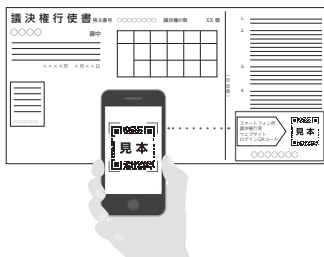
当社ウェブサイト（アドレス<https://www.kappa-create.co.jp>）

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

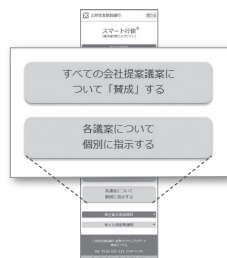
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

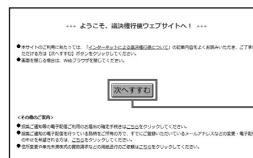
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

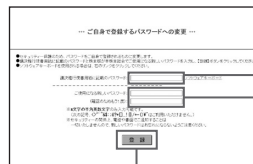
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 独立かつ客観的な経営の監督機能の維持・向上のため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長が取締役社長に限定されている現行定款第14条及び第23条を変更し、その他の取締役が招集権者及び議長になることを可能とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条(条文省略)	第13条(現行どおり)
第14条(招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。	第14条(招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	2. 株主総会においては、 <u>取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役が議長となる。当該取締役に</u> 事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
第15条(条文省略)	第15条(現行どおり)
<u>第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第17条及び第18条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第22条 (条文省略) 第23条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第32条 (条文省略) 第5章 監査等委員会) 第7章 計 算 (条文省略) 附 則 (条文省略) 附 則 II</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第16条 (電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条及び第18条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第22条 (現行どおり) 第23条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第32条 (現行どおり) 第5章 監査等委員会) 第7章 計 算 (現行どおり) 附 則 (現行どおり) 附 則 II</p> <p>1. 現行定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第16条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案においても同じです。）3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役2名を増員することとし、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	田邊 公己	代表取締役社長	再任
2	石川 恵輔	執行役員 営業本部長	新任
3	久保田 令	執行役員 経営戦略本部長	新任
4	山角 豪	なし	新任
5	門倉 泰昭	取締役（監査等委員）	再任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

独立取締役候補者

候補者番号 1

た な べ こ う き
田邊 公己

再任

生年月日

1976年3月31日

所有する当社の株式数

3,000株

在任年数

1.3年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当

1998年3月 (株)ゼンショー（現(株)ゼンショーホールディングス）入社
2009年4月 同社 経営企画室ゼネラルマネージャー
2014年6月 (株)はま寿司 取締役
2017年9月 (株)ジョリーパスタ 社長執行役員
2017年11月 同社 代表取締役社長
2018年12月 (株)ココスジャパン 代表取締役社長
2020年11月 当社入社 顧問
2020年12月 当社 執行役員副社長
2021年2月 当社 代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

田邊 公己氏を取締役候補者とした理由は長年にわたり外食事業会社での取締役を歴任し、会社の経営者としての豊富な経験と知見を有しており、引き続きその経験と知見を当社の経営全般に活かし、当社の経営体制の強化と成長戦略の推進へ貢献することが期待できると判断したためです。

候補者番号 2

い し か わ け い す け
石川 恵輔

新任

生年月日

1971年9月23日

所有する当社の株式数

—

在任年数

—

取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当

2001年6月 (株)レイنزインターナショナル入社
2015年11月 同社 事業統括本部居酒屋本部本部長
2016年11月 当社入社 営業本部副本部長
2017年6月 当社 常務取締役
2018年6月 (株)アトム 代表取締役社長
2020年6月 (株)レイنزインターナショナル入社
2021年11月 当社 執行役員営業本部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

石川 恵輔氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり外食事業会社で営業に携わってきた豊富な経験と知見を有しており、その経験と知見を当社の経営全般に活かし、当社の経営体制の強化と成長戦略の推進へ貢献することが期待できると判断したためです。

候補者番号

3

くぼた りょう
久保田 令

新任

生年月日

1980年8月16日

所有する当社の株式数

—

在任年数

—

取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当

2003年4月 (株)大広入社
 2006年10月 (株)ローランド・ベルガー入社
 2011年5月 (株)サマンサタバサジャパンリミテッド入社
 2013年8月 (株)ジーユー入社
 2016年1月 MARK STYLER(株)入社
 2018年4月 (株)経営共創基盤入社 マネージャー
 2019年4月 同社 ディレクター
 2022年4月 当社 執行役員経営戦略本部長(現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

久保田 令氏を取締役候補者とした理由は、企業経営、戦略企画、マーケティングなどの経験と知見を有しており、その経験と知見を当社の経営全般に活かし、当社の経営体制の強化と成長戦略の推進へ貢献することが期待できると判断したためです。

略歴、当社における地位及び担当

2000年5月 (株)すかいらーく(現(株)すかいらーくホールディングス)入社
 2015年6月 同社 店舗開発政策グループディレクター
 2017年5月 ニラックス(株) 取締役
 2018年1月 (株)ダイナミクス入社 CSO(経営企画室長)
 2018年6月 (株)シュゼット入社 外販営業部長兼カサネオ営業部長
 2020年5月 (株)アトム入社 顧問
 2020年6月 同社 代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

(株)アトム 代表取締役社長

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山角 豪氏を取締役候補者とした理由は、外食事業会社での経営、営業を長年担われた経験から、取締役会において経営全般やマーケティング戦略等において有益な提言・助言をいただけることが期待できると判断したためです。

候補者番号

4

やまかどつよし
山角 豪

新任

生年月日

1978年8月23日

所有する当社の株式数

—

在任年数

—

取締役会出席状況

—

候補者番号 5

かどくら やすあき
門倉 泰昭

再任

社外

独立

生年月日

1962年1月22日

所有する当社の株式数

一株

社外取締役在任年数

2年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当

1984年4月 アサヒビール(株)入社
2007年9月 アサヒ飲料(株)出向 SCM部長
2011年9月 同社 生産本部担当副本部長
2012年4月 アサヒビール(株) 調達部担当部長
2014年3月 同社 調達部長
2018年3月 同社 執行役員調達部長
2020年3月 同社 監査役(現任)
2020年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)

重要な兼職の状況

アサヒビール(株)監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

門倉 泰昭氏を社外取締役候補者とした理由は、アサヒビール(株)において長年業務に携わり、食品や飲食事業に関わる知識や知見を有しており、その高い専門性と豊富なビジネス経験を当社の経営全般に活かし、当社の経営体制の強化と成長戦略の推進へ貢献することが期待できると判断したためです。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、当社はアサヒビール(株)よりビールを購入しております。
2. 門倉泰昭氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は門倉泰昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定です。
4. 門倉泰昭氏との間で当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度額としております。
5. 事業報告「1. (4) 対処すべき課題」(20頁)に記載のとおり、当社は2021年6月28日に、捜査当局による捜索・差押えを受けました。社外取締役である門倉泰昭氏は、当該捜索・差押えを受けるまで、被疑事実とされた行為を認識しておりませんが、日頃からコンプライアンスの観点から助言や提言を行っており、本件発覚後も、コンプライアンスの徹底を求める等、その職責を果たしております。

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	筒井 泰宏 つつい やすひろ	取締役（監査等委員）	再任
2	才門 麻子 さいもん あさこ	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
3	河合 宏幸 かわい ひろゆき	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立取締役候補者

候補者番号 1

つつい や す ひ ろ
筒井 泰宏

再任

生年月日

1960年6月25日

所有する当社の株式数

—

在任年数

2年

取締役会出席状況

13/13回

候補者番号 2

さいもん あさこ
才門 麻子

再任

社外

独立

生年月日

1960年6月22日

所有する当社の株式数

—

社外取締役在任年数

7年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当

1983年4月 (株)タカキュー入社
1995年8月 (株)ソフマップ
2002年1月 当社 入社 経営企画室長
2002年8月 当社 取締役経営企画室長
2006年4月 シュッピン(株)入社 経営企画室長
2009年4月 同社 取締役経営企画本部長
2012年1月 当社入社 経営企画室長
2017年7月 当社 総務部長
2020年6月 当社 取締役(監査等委員・常勤)(現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

筒井 泰宏氏を取締役候補者とした理由は、多種業界における職務など管理本部全般の幅広い見識のほか、当社の事業活動における慣行・仕組みについて豊富な知見を有しており、引き続き管理関連やリスクマネジメントに関して監督・助言等を期待できると判断したためです。

略歴、当社における地位及び担当

1984年4月 (株)高島屋入社
1993年6月 同社 法人外商事業本部営業企画部課長
1995年5月 日本コカ・コーラ(株)リテールマーケティング本部次長
1997年6月 スターバックスコーヒージャパン(株)店舗運営部部長
2001年12月 BPジャパン(株)シニアM&Aプロジェクトマネージャー
2003年1月 アメリカン・エクスプレスインターナショナル・インク 日本支社副社長
2008年2月 テイクアンドグブ・ニーズ取締役営業本部長
2010年8月 (株)ユー・エス・ジェイオペレーション本部フードサービス部部長
2012年12月 (株)クラッセ・ドゥ・クラッセ代表取締役社長(現任)
2015年6月 (株)アトム社外取締役(現任)
2015年6月 当社 社外取締役
2018年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)

重要な兼職の状況

(株)クラッセ・ドゥ・クラッセ代表取締役社長
(株)アトム社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

才門 麻子氏を社外取締役候補者とした理由は、多種業界における会社経営者としての豊富な経験と知見を有しており、監査等委員である社外取締役として、その経験を当社の経営全般に活かした監査・監督が期待できると判断したためです。

候補者番号

3

かわい ひろ ゆ き
河合 宏幸

再任

社外

独立

生年月日

1961年11月19日

所有する当社の株式数

1,300株

社外取締役在任年数

1年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当

1992年10月 井上斎藤英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
2008年 5月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）社員
2014年 7月 朝日税理士法人入所
2015年 6月 (株)エイチワン監査役（現任）
2019年 1月 河合公認会計士・税理士事務所所長（現任）
2020年11月 (株)大戸屋ホールディングス社外取締役（現任）
2021年 6月 当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

河合公認会計士・税理士事務所所長
(株)大戸屋ホールディングス社外取締役
(株)エイチワン監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

河合 宏幸氏を社外取締役候補者とした理由は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士・税理士として企業の会計監査・経営指導に従事され、財務・会計及び税務に関する高度な知識と経験を有していることに加え、上場企業の社外監査役としてコーポレートガバナンスの一翼を担われた経験から、監査等委員である社外取締役として有益な提言・助言を頂くことが期待できると判断したためです。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 才門麻子氏と河合宏幸氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は才門麻子氏と河合宏幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定です。
4. 才門麻子氏と河合宏幸氏との間で当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度額としております。
5. (株)アトム及び(株)大戸屋ホールディングスは、当社の特定関係事業者です。
6. 事業報告「1. (4) 対処すべき課題」(20頁)に記載のとおり、当社は2021年6月28日に、捜査当局による搜索・差押えを受けました。社外取締役である才門麻子氏と河合宏幸氏は、当該搜索・差押えを受けるまで、被疑事実とされた行為を認識しておりませんが、日頃からコンプライアンスの観点から助言や提言を行っており、本件発覚後も、コンプライアンスの徹底を求める等、その職責を果たしております。

<ご参考>本総会終了後の取締役及び監査等委員である取締役のスキルマトリックス（予定）

本招集通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合に、当社が各取締役及び各監査等委員である取締役に特に期待する主な知見や経験は下記のとおりです。

ふりがな 氏名	役位	属性	特に期待する経験・知見					
			経営全般	フード ビジネス	財務 会計	マーケ ティング	法務 リスクマネ ジメント	テクノ ロジー
たなべこうき 田邊 公己	代表取締役社長		○	○		○		○
いしかわけいすけ 石川 恵輔	取締役		○	○				
くぼたりのう 久保田 令	取締役		○		○	○	○	○
やまかどつよし 山角 豪	取締役		○	○		○	○	○
かどくらやすあき 門倉 泰昭	取締役	【社外】 【独立】		○		○		
つついやすひろ 筒井 泰宏	取締役 (監査等委員)			○	○		○	
さいもんあさこ 才門 麻子	取締役 (監査等委員)	【社外】 【独立】	○			○		○
かわいひろゆき 河合 宏幸	取締役 (監査等委員)	【社外】 【独立】			○		○	

以上

提供書面

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、自動車や半導体製造装置、鉄鋼などの輸出が比較的堅調だったものの、資源・エネルギーや原材料の価格高騰によって輸入が更に膨らみ、2年ぶりの貿易赤字となりました。また、個人消費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言等の発出・解除が繰り返されたため、人の移動や消費が落ち込むなど極めて厳しい状況で、消費マインドの持続的な高揚には至らず、停滞の強い状態で推移致しました。

外食産業におきましては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による時短営業要請の実施が長期間にわたり継続したこと、新しい生活様式の普及による外食機会の自粛傾向が続いていることにより、コロナ禍以前の売上水準に戻るには至らず、さらには原材料価格・物流費の高騰や人手不足によるコスト増加などの影響や、中食などとの競争環境がこれまで以上に一層激化するなど厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社の主力事業である回転寿司事業におきましては、引き続きコロナ禍においても安心してお食事をお楽しみいただける店舗づくりに取り組んでおります。直近で改装した店舗には自動案内システムやセルフレジ・ご自身のスマートフォンがタッチパネル替わりになる「スマホオーダー」を導入するなどして、非接触型サービスを強化しており、今後も随時各店に導入を進めて行く予定です。また、店内の感染予防対策においては、従業員健康管理、マスクや手袋着用の実施、アルコール消毒液の設置、ソーシャルディスタンスの確保などを引き続き実施しております。さらに全国の自治体で行われている、飲食店における第三者認証制度とワクチン・検査パッケージ制度を随時認証取得しており、よりお客様に安心してご利用いただける環境づくりに取り組んでおります。また、たび重なる時短営業要請によって夜の外出を控える動きは変わらず、外食する時間帯は混雑する時間を避ける動きもあります。こうした行動変容に対応するためにも開店時間を早めて新たなニーズを取り込むことや、生産性向上の為に閉店時間を早めるなどの営業時間の見直しを一部店舗で実施いたしました。

今後も新型コロナウイルスの収束時期が見通せず、これに起因した来客数・売上高への影響を慎重に検討した結果、当連結会計年度において固定資産に対して「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損処理を行い減損損失4億9百万円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は672億6百万円(前期比3.6%増)、営業損失は21億13百万円(前期営業損失15億72百万円)、経常損失は18億89百万円(前期は経常損失14億72百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は7億36百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失11億49百万円)となりました。

売上高

前連結会計年度比

672億6百万円

3.6%増



経常損失

前連結会計年度比

18億89百万円

—

営業損失

前連結会計年度比

21億13百万円

—

親会社株主に帰属する
当期純利益

前連結会計年度比

7億36百万円

—

次に事業のセグメント別の概況をご報告申し上げます。

回転寿司事業

売上高
529億79百万円
(前連結会計年度比1.3%増)

回転寿司事業におきましては、回転寿司屋から脱却し妥協なく寿司屋の品質を目指す、というスローガンを掲げ、回転寿司チェーン店初の山形県産ブランド米「はえぬき」を単一使用へと踏み切り、2021年12月には、東日本と西日本それぞれの嗜好に調合した「お酢」のリニューアルを行い、更にシャリの品質向上に取り組みました。

販売促進活動においては、日本国内で天然魚加工トップクラスの水産加工会社「玄天」とタッグを組み、第1弾として「九州産鯖」の販売を実施し、希少な天然魚を手軽に味わえることで大変ご好評いただきました。また、名店レシピ企画の第2弾として、ミシュラン2つ星「鮨処 つく田」の名店寿司職人が監修したレシピ3商品は、より寿司屋品質を表現する逸品となりました。人気のコラボレーション企画として、大人気アニメ「東京リベンジャーズ」とはアプリ会員限定となる「寿司社會」のオリジナルパステースプレゼントキャンペーンを実施し、新たな顧客層へのアプローチを行いました。「やんちゃ企画」シリーズは「食べてうまい」だけではなく「見て楽しい」を兼ね備えた商品として人気となり、SNSやwebメディアで話題となりました。

店舗面におきましては、2021年8月にモレラ岐阜店、2021年11月に横浜西口エキニア店を出店いたしました。また、賃貸契約終了により3店舗、自社保有土地売却により2店舗、コロナイドグループ内の業態転換で1店舗の閉店を行った結果、当連結会計年度末の店舗数は309店舗となりました。

以上の結果、回転寿司事業の売上高は529億79百万円(前期比1.3%増)となりました。



デリカ事業

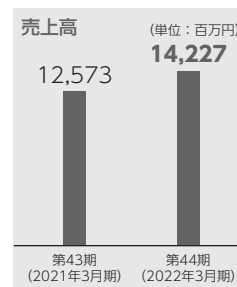
売上高

142億27百万円

(前連結会計年度比13.2%増)

デリカ事業におきましては、コンビニやスーパーストアを中心とした既存顧客に対する寿司弁当・調理パン等の商品の拡充、新製品の提案や新規取引先の発掘など販売強化に取り組むと共に各拠点間での生産移管等を通じて生産能力の充実と効率化に取り組みました。

以上の結果、デリカ事業の売上高は142億27百万円(前期比13.2%増)となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額（敷金及び保証金を含む。）は22億64百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

回転寿司事業 ・ 当社直営店舗 16店舗改装

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、2021年9月30日に株式会社三井住友銀行より30億円、2021年9月30日に株式会社みずほ銀行より30億円、総額60億円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

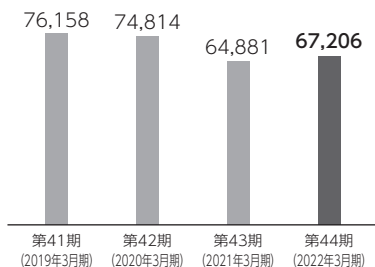
特記事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

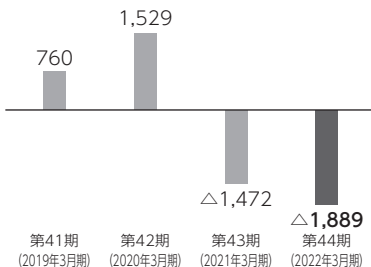
特記事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

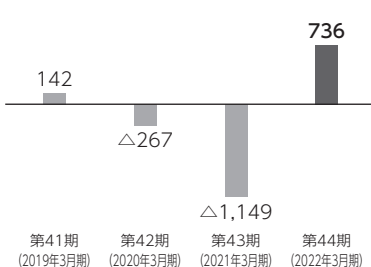
売上高 (単位：百万円)



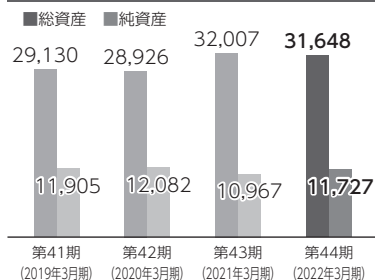
経常利益又は経常損失(△) (単位：百万円)



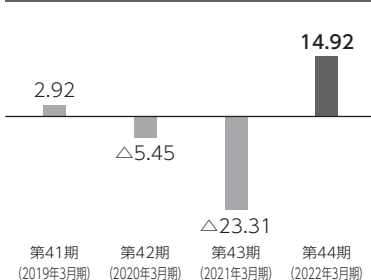
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (単位：百万円)



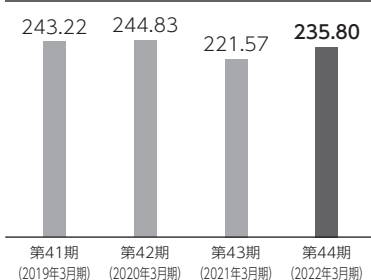
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



	第41期 (2019年3月期)	第42期 (2020年3月期)	第43期 (2021年3月期)	第44期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
売上高	(百万円) 76,158	74,814	64,881	67,206
経常利益又は経常損失(△)	(百万円) 760	1,529	△1,472	△1,889
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円) 142	△267	△1,149	736
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円) 2.92	△5.45	△23.31	14.92
総資産	(百万円) 29,130	28,926	32,007	31,648
純資産	(百万円) 11,905	12,082	10,967	11,727
1株当たり純資産額	(円) 243.22	244.83	221.57	235.80

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社コロワイド及びその100%子会社である株式会社SPCカップで、同社は当社の株式24,943,302株（議決権比率50.56%）を保有しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社ジャパンフレッシュ	30百万円	86.56%	本州・九州地区におけるコンビニやスーパーストア向け寿司・調理パンの製造及び販売

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大がワクチン接種の進捗や治療薬の開発・普及により徐々に収束に向かうことが期待されますが、その時期については依然として不透明な状況です。さらにロシア・ウクライナ情勢による資源高、急激な為替の変動など不確定要素が多く、世界経済の先行きは不透明な状況にあります。

当社におきましては、「うまい！かっぱ寿司」を更に進化させるべく品質向上に徹底的に取り組み、希少性や季節感・限定感あるメニューを開発・販売し、同時に積極的なマーケティング施策を展開し、来店促進を進めてまいります。また、フルオーダー改装も積極的に進め、売上高の回復に取り組んでまいります。コスト面におきましては、原材料価格の高騰や原油高騰、ウクライナ情勢など不安材料多い中で売上原価は影響を受けると予想されますが、コロワイドグループの調達力の活用やメニューミックス施策、フルオーダー改装により店舗ごとの生産性を向上することで前期末からの利益体質を崩さぬようにコストコントロールしてまいります。

このような厳しい環境の中、引き続きグループの総合力を結集し、従来の枠組みにとらわれることなく全社的な事業構造改革を進めてまいります。

また当社は、田邊公己氏が当社取締役就任前に、競合会社の日次売上データを元同僚から個人的に送付を受けていたことに関し、2021年6月28日に、不正競争防止法違反を被疑事実として、捜査当局による搜索・差押えを受けました。株主の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしたことをお詫び申し上げます。

田邊公己氏を除く当社各取締役は、当該搜索・差押えを受けるまで、被疑事実とされた行為を認識しておりませんでした。再発防止策を実施しつつ、当局の捜査に全面的に協力しており、捜査の結果を待って、同氏の処分等についても厳正に対処してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	主要な内容
回転寿司事業	回転寿司の経営 (日本国内)
デリカ事業	コンビニやスーパーストア向けの寿司・調理パンの製造、販売

(6) 主要な営業所、工場及び店舗 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

当社	本社：神奈川県横浜市西区
----	--------------

② 子会社の主要な営業所

株式会社ジャパンフレッシュ	本社：神奈川県横浜市西区 工場：愛知県名古屋市熱田区、滋賀県草津市、静岡県富士市、兵庫県尼崎市、 埼玉県上尾市
---------------	---

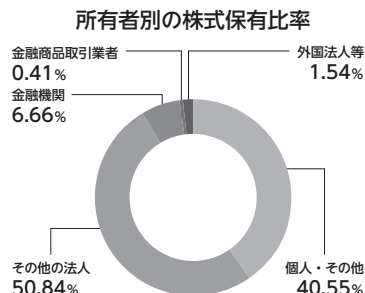
③ 当社グループの店舗の状況

	期首	期末	増減
国内	318店	314店	4店減

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 100,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 49,414,578株 |
| ③ 株主数 | 150,823名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社 S P C カップ	24,943,302	50.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,451,200	4.97
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	383,600	0.78
カップ・クリエイト従業員持株会	301,491	0.61
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	235,700	0.48
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	100,100	0.20
カップ・クリエイト株式会社	77,597	0.16
S M B C 日興証券株式会社	60,700	0.12
BNPパリバ証券株式会社	59,400	0.12
S I X S I S F O R S W I S S N A T I O N A L B A N K	58,500	0.12

- (注) 1. 当社は自己株式を77,597株保有しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外役員を除く)	5,500株	3名
社外取締役 (監査等委員であるものを除き、社外役員に限る)	－株	－名
監査等委員である取締役	－株	－名

- (注) 1. 当事業年度中に交付した株式の内容は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式 (譲渡制限付株式) であります。
2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田邊 公己	
取締役	牛尾 好智	商品・マーケティング本部長
取締役	河合 宏幸	河合公認会計士・税理士事務所所長 (株)大戸屋ホールディングス社外取締役 (株)エイチワン監査役
取締役 (監査等委員・常勤)	筒井 泰宏	
取締役 (監査等委員)	才門 麻子	(株)クラッセ・ドゥ・クラッセ代表取締役社長 (株)アトム 社外取締役
取締役 (監査等委員)	門倉 泰昭	アサヒビール(株)監査役

- (注) 1. 取締役河合宏幸氏、才門麻子氏及び門倉泰昭氏は、社外取締役であります。
2. 当社は河合宏幸氏、才門麻子氏及び門倉泰昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 2021年6月22日開催の第43期定時株主総会において、牛尾好智氏、河合宏幸氏を取締役に選任しております。
4. 2021年6月22日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により小林元樹氏が取締役を退任しております。
5. 2021年8月31日をもって、林浩二氏が常務取締役を退任いたしました。なお、退任時における担当は営業推進本部長であり、重要な兼職はありません。
6. 情報収集とその他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために筒井泰宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役河合宏幸氏、才門麻子氏、門倉泰昭氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度額としております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

(ア) 取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	48 (3)	44 (3)	—	4 (—)	5 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	17 (8)	17 (8)	—	—	3 (2)
合 計 (うち社外取締役)	65 (12)	61 (12)	—	4 (—)	8 (3)

- (注) 1. 上記表中には、当事業年度中に退任した取締役 (監査等委員を除く) 2名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「(ウ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」としております。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(イ) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役 (監査等委員である取締役を除く) の金銭報酬に係る報酬額は、2018年6月18日開催の第40期定時株主総会において年額300百万円以内 (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない) と決議しております。

なお、当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は4名です。

また、上記の金銭報酬とは別枠で、2021年6月22日開催の第43期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の額として年額60百万円以内 (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数を年30,000株以内 (監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は、4名 (うち社外取締役1名) です。

当社監査等委員である取締役の金銭報酬に係る報酬額は、2018年6月18日開催の第40期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。

なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です

(ウ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(a) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、現行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）を、2021年5月17日開催の取締役会において決議しております。その内容の概要は、以下の(b)に記載のとおりです。

(b) 決定方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬等は、固定報酬をベースとし、生活基盤の安定を保障することにより職務に専念させるとともに、部分的に業績連動報酬等及び株式報酬を導入し、一定のインセンティブ報酬を支給することで業績向上を図るような報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての賞与（短期インセンティブ）、非金銭報酬等としての株式報酬（長期インセンティブ）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみにより構成する。

ii. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容

(i) 個人別の金銭報酬等（業績連動報酬等以外）の額またはその算定方法の決定に関する方針

金銭報酬等（業績連動報酬等以外）は、役位、職責、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、これらを総合的に勘案し、「指名報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、下記(v)のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、固定の基本報酬として毎月一定の時期に支給する。

(ii) 業績連動報酬等がある場合には、業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、当社の過去の業績などを踏まえて「指名報酬諮問委員会」において予め定めた指標を上回った場合に、各取締役の事業年度における担当事業の業績、貢献度などを勘案して、「指名報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、下記(v)のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、賞与として毎年一定の時期に一括して支給する。

尚、当該業績指標を下回る場合、賞与は原則として支給しない。

- (iii) 非金銭報酬等がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、優秀な経営人材を確保し、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした株式報酬（譲渡制限付株式報酬）とし、「指名報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、取締役会決議により決定し、毎年一定の時期に支給する。

尚、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分された普通株式は、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、社員（以下「役職員等」という）のいずれの地位をも退任又は退職した時点までの間、譲渡が制限されており、任期满了、定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由（以下「正当理由」という）で退任又は退職したことを条件として、譲渡制限が解除されるものとする。また、正当理由以外の理由により退任又は退職した場合など、譲渡制限が解除されなかった譲渡制限付株式は、当社が無償で取得することができるものとする。

- (iv) 取締役の個人別の報酬等の額の割合の決定に関する方針

基本報酬、賞与（業績連動報酬等）と株式報酬（非金銭報酬等）の割合は、固定報酬としての基本報酬をベースとし、生活基盤の安定を保障することにより職務に専念させるとともに、部分的に業績連動報酬等及び株式報酬を導入し、一定のインセンティブ報酬を支給することで、業績向上を図るような報酬体系とするという基本方針を踏まえ、賞与（業績連動報酬等）は、基本報酬額を基準として定めた比率の範囲内で、株式報酬（非金銭報酬等）は、役位、職責等にに応じて、いずれも「指名報酬諮問委員会」の答申を得たうえで取締役会が決定することにより適切な報酬割合とする。

尚、社外取締役については、基本報酬のみとなることから、その割合は基本報酬100%となる。

- (v) 個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、委任を受ける者、委任する権限の内容等

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容の決定について委任を受け、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分とする。

尚、代表取締役は、その権限を適切に行使するため、個人別の報酬等の額について「指名報酬諮問委員会」に諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて報酬枠の範囲内において個人別の報酬等の額を決定する。

(c)当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、「指名報酬諮問委員会」が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で、取締役会に答申を行っており、取締役会から委任された代表取締役は、後記(エ)のとおり、当該答申内容を踏まえて各取締役の報酬額を決定していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記(b)記載の決定方針に沿うものであると判断しております。

(エ) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月22日開催の取締役会にて代表取締役社長 田邊公己に取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断しているためです。尚、取締役会は、当該権限が代表取締役社長 田邊公己によって適切に行使されるよう、「指名報酬諮問委員会」より答申を得ており、代表取締役社長 田邊公己は、当該答申内容を踏まえて、各取締役の基本報酬の額を決定しております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき取締役会決議によって毎年3月31日、9月30日を基準日として剰余金の配当ができる旨を定款に定めております。株主及び一般投資家保護の基本原則を十分認識し、経営基盤の確保と株主資本利益率の向上を図りつつ、安定配当及び株主優待制度を継続するとともに、業績に応じた株主還元を積極的に行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当制度を導入しておりますが、期末の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当等の決定機関は、取締役会であります。内部留保金につきましては、今後の経営環境の変化に対応すべく、経営体質の強化を図るための諸施策等に有効投資してまいりたいと考えております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、株主の皆様には誠に遺憾ながら、無配とさせていただきますたく存じます。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	14,685
現金及び預金	9,407
売掛金	3,031
商品及び製品	337
原材料及び貯蔵品	344
その他	1,565
貸倒引当金	△0
固定資産	16,928
有形固定資産	11,015
建物及び構築物	5,664
機械装置及び運搬具	1,316
工具、器具及び備品	2,324
土地	1,645
リース資産	62
建設仮勘定	1
無形固定資産	251
投資その他の資産	5,661
投資有価証券	850
敷金及び保証金	4,001
繰延税金資産	607
その他	210
貸倒引当金	△9
繰延資産	34
社債発行費	34
資産合計	31,648

科目	金額
負債の部	
流動負債	9,491
買掛金	2,851
一年内返済予定の長期借入金	980
一年内償還予定の社債	1,015
未払金	2,018
未払費用	1,501
リース債務	66
未払法人税等	182
賞与引当金	110
株主優待引当金	149
その他	614
固定負債	10,429
社債	1,170
長期借入金	5,550
長期未払金	1,998
リース債務	15
資産除去債務	1,544
その他	150
負債合計	19,921
純資産の部	
株主資本	11,678
資本金	100
資本剰余金	10,998
利益剰余金	650
自己株式	△71
その他の包括利益累計額	△44
その他有価証券評価差額金	△3
繰延ヘッジ損益	△41
非支配株主持分	93
純資産合計	11,727
負債・純資産合計	31,648

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位: 百万円)

科目	金額
売上高	67,206
売上原価	33,683
売上総利益	33,523
販売費及び一般管理費	35,636
営業損失 (△)	△2,113
営業外収益	609
受取利息	34
受取配当金	56
受取家賃	214
自動販売機収入	25
協賛金収入	13
保険金収入	122
雑収入	143
営業外費用	385
支払利息	116
社債利息	27
賃貸収入原価	193
雑損失	49
経常損失 (△)	△1,889
特別利益	3,726
固定資産売却益	423
助成金収入	3,302
特別損失	1,000
固定資産除却損	82
減損損失	409
臨時休業等による損失	508
税金等調整前当期純利益	836
法人税、住民税及び事業税	161
法人税等調整額	△118
当期純利益	793
非支配株主に帰属する当期純利益	56
親会社株主に帰属する当期純利益	736

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	100	12,227	△1,317	△77	10,932
当連結会計年度変動額					
欠損填補		△1,231	1,231		—
自己株式の処分		3		6	9
親会社株主に帰属する当期純利益			736		736
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	△1,228	1,968	6	745
当連結会計年度末残高	100	10,998	650	△71	11,678

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△2	—	△2	37	10,967
当連結会計年度変動額					
欠損填補					—
自己株式の処分					9
親会社株主に帰属する当期純利益					736
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△1	△41	△42	56	14
当連結会計年度変動額合計	△1	△41	△42	56	759
当連結会計年度末残高	△3	△41	△44	93	11,727

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	13,652
現金及び預金	9,103
売掛金	1,654
商品	267
原材料及び貯蔵品	193
前払費用	553
未収入金	1,806
その他	74
貸倒引当金	△0
固定資産	15,575
有形固定資産	9,873
建物及び構築物	5,168
機械装置及び運搬具	1,092
工具、器具及び備品	2,297
土地	1,251
リース資産	62
建設仮勘定	1
無形固定資産	238
ソフトウェア	226
施設利用権	4
その他	7
投資その他の資産	5,463
投資有価証券	838
敷金及び保証金	3,974
繰延税金資産	448
その他	265
貸倒引当金	△62
繰延資産	34
社債発行費	34
資産合計	29,262

科目	金額
負債の部	
流動負債	7,893
買掛金	1,921
一年内返済予定の長期借入金	980
一年内償還予定の社債	1,015
未払金	1,632
未払費用	1,290
リース債務	66
未払法人税等	169
賞与引当金	77
株主優待引当金	149
その他	589
固定負債	10,339
社債	1,170
長期借入金	5,550
長期未払金	1,980
リース債務	15
資産除去債務	1,473
その他	150
負債合計	18,232
純資産の部	
株主資本	11,070
資本金	100
資本剰余金	10,739
資本準備金	1,312
その他資本剰余金	9,426
利益剰余金	301
その他利益剰余金	301
繰越利益剰余金	301
自己株式	△71
評価・換算差額等	△40
その他有価証券評価差額金	0
繰延ヘッジ損益	△41
純資産合計	11,029
負債・純資産合計	29,262

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	52,979
売上原価	21,854
売上総利益	31,125
販売費及び一般管理費	33,581
営業損失 (△)	△2,456
営業外収益	672
受取利息	34
受取配当金	55
受取家賃	295
自動販売機収入	31
協賛金収入	13
保険金収入	122
雑収入	120
営業外費用	513
支払利息	114
社債利息	27
賃貸収入原価	266
雑損失	104
経常損失 (△)	△2,297
特別利益	3,726
固定資産売却益	423
助成金収入	3,302
特別損失	994
固定資産除却損	81
減損損失	394
子会社株式評価損	9
臨時休業等による損失	508
税引前当期純利益	434
法人税、住民税及び事業税	154
法人税等調整額	△22
当期純利益	301

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金合計	その他利益剰余金合計	利益剰余金合計		
当期首残高	100	1,312	10,655	11,967	△1,231	△1,231	△1,231	△77	10,758
当期変動額									
欠損填補			△1,231	△1,231	1,231	1,231	1,231		-
自己株式の処分			3	3				6	9
当期純利益					301	301	301		301
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									-
当期変動額合計	-	-	△1,228	△1,228	1,533	1,533	1,533	6	311
当期末残高	100	1,312	9,426	10,739	301	301	301	△71	11,070
	評価・換算差額等				純資産合計				
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計						
当期首残高	0		-		0		10,759		
当期変動額									
欠損填補							-		
自己株式の処分							9		
当期純利益							301		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0		△41		△41		△41		
当期変動額合計	△0		△41		△41		269		
当期末残高	0		△41		△40		11,029		

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

カップ・クリエイト株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出 正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 道之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相澤 陽介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カップ・クリエイト株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カップ・クリエイト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

カップ・クリエイト株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出 正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 道之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相澤 陽介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カップ・クリエイト株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門との連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

尚、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人 トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんが、事業報告の「1.（4）対処すべき課題」に記載のとおり、当社代表取締役の取締役就任前の行為に関して、当社は捜査当局による捜索・差押えを受けており、監査等委員会としては、再発防止策の実施について、引き続き注視してまいります。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

カップ・クリエイト株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 筒井 泰宏 ㊞

監査等委員 才門 麻子 ㊞

監査等委員 門倉 泰昭 ㊞

(注) 監査等委員才門麻子並びに門倉泰昭は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

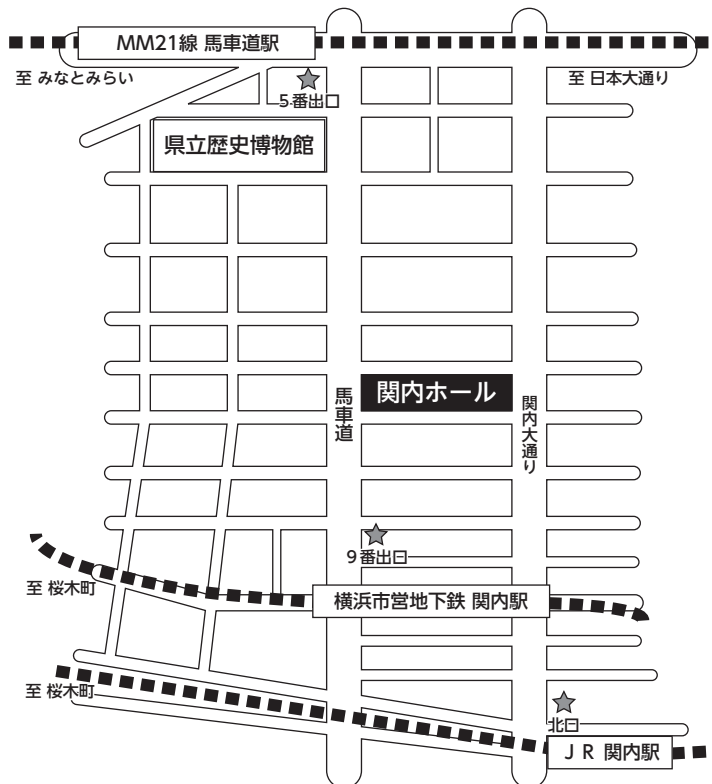
株主総会会場ご案内図

会場

神奈川県横浜市中区住吉町4丁目42番地の1号

横浜市市民文化会館 関内ホール

電話 045-662-1221



<最寄駅>

J R 関内駅北口 徒歩6分

市営地下鉄関内駅9番出口 徒歩3分

みなとみらい線馬車道駅5番出口 徒歩5分

(お願い) 駐車場は用意しておりません。

(お知らせ) 当日ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。